

所 得 税 の 構 造

西 村 民 之 助

I

租税法は「租税」を直接定義していない。また所得税法（以下「法」という）においても「所得」の定義を与えていない。いま経済学の租税の定義をみると、

『租税は全体としては、年々に社会的に生産さるるところの社会の經濟的総価値に対する権力的参与である¹』と述べられているが、資本主義社会における生産物の総価値は次の式によって与えられる。

$$\text{生産物の総価値} = C + V + M$$

ここにCは原材料および機械設備等の消耗部分、Vは労賃、Mは利潤を表わす。なお利潤(M)は更に利子と地代と、狭義の利潤とに分けられる。上の式において権力的参与といえば、V(労賃)とM(利潤)以外にはあり得ない。

次に「資本」の立場をはなれて、個人の立場よりみると、賃金、利子、

1 大内兵衛『財政学（租税論、中巻）』、岩波書店、1948年、357ページ。

地代および利潤の4種に分割されて、それぞれ生産の要素の所有者に分配される。この分配分たる貨幣が、個人の「所得」である。ところが、現実の社会における「価値法則」は極めて複雑な形で貫かれる。ために所得が国民経済上の分配過程を通じて個人間に分配されている現象は甚だ複雑である。² 大内兵衛教授は次のように述べられている。

「第一には、個人の所得は事実家族の所得としてしばしば綜合せられている。それを個人のものにさらに分割することはなかなかできない。同時に、家族内でまたいろいろの分配が行われている。例えば財産分配の形を通じて老年幼年者も所得をもっている。これをその原因にもとづいて分類することはとてもできない。」

「第二には、一人の人間の所得の源泉は一種ではないからである。彼は重役として報酬をえていると共にいろいろの財産をもちまた原稿収入をもつかも知れない。そのどれもが、その名前ではその性質はわからない。相當いろいろのゴマカシがある。」

「第三には、個人の消費自体にはそれぞれの手数や失費が必要である。料理や家事やのことを考えて見るがよい。また子供の教育のことを考えて見るがよい。国民の所得はそれに対するいろいろのサービスに対して支払われるがそれがまた国民のうちの一部の人々の所得となる。例えば医師、弁護士、教師、占師、役者、ダンサーのサービスまたは病院、学校、劇場、映画館のサービスにもとづく所得は上述の意味での国民所得の分配分ではないが、それから派生した立派な個人所得である。」

「第四に、例えば官公吏等の所得も特異な性質をもっている。それは結局は租税すなわち利潤に対するマイナスとして支払われる政府の資金から支払われるが、個人の立場からいえばこれも立派な所得である。」

「第五には、法人制度の存在によって多くの財産は二重の存在をもつ、

2 大内兵衛『経済学』岩波全書、1951年、239-240ページ。

しかし個人の所得の計算においてはこれを株主に帰すべきであるが、それを正確に計算することはとてもできない。」

「その他、年という期限によるズレの計算もなかなか面倒であり、外国における所得、外国に帰すべき所得の計算も面倒である。これをもって例えれば税法にいうような個人の所得は非常に複雑な分類と綜合とによってのみ確定できる。」

なおこれ以外に税法は窃盗、強盗、横領、詐欺、強迫等による不正の収得物や、また商法違反の配当等不法原因給付にまで考慮を払わなければならない。³ とともに角にも所得は、個人間においては上記のような現象を表わすが、要するに「所得」とは、「国民がその所有の労働力または財産をもって生産物の生産に参加した事実にもとづいて資本家によって国民に分配されるところの貨幣である」と定義されている。⁴

II

さて前節で述べたように、各人の千差万別の所得を、一つ一つ調査してこれに適応した課税をすることは、事実上不可能である。そこでかかる千差万別な所得を数種の類型にまとめ、その類型の範囲内においては、多少の不公平はあっても、これを画一に取扱うことにしている。現行法は、財産

3 基通 148

- (1) 窃盗、強盗又は横領により取得した財物については所得税を課さない。
- (2) 詐欺又は強迫により取得した財物は一応所有権が移転するものであるから当該財物から生ずる所得については、その内容に応じ、一時所得、事業所得等として課税する。ただし、後日、裁判又は契約の解除により被害者に復帰した場合は更正をするものとする。
- (3) と博による収入は、一時所得とする。ただし、後日、刑事裁判により没収された場合は、更正するものとする。(昭26・1・通148)
また会社が商法に違反して、不平等配当をしたり、株主総会の議を経ないで配当したりした場合商法上は無効の配当であるが、税法上は配当である。(昭39・9・24、大阪高裁判決参照)

4 大内兵衛、前掲書、236-237ページ。

の所有より生ずる所得 (Unearned Income, Property Income) を「資産所得⁵」(法96条1号) と称え、これを利子所得 (法23条)、配当所得 (法24条、25条) および不動産所得 (法26条) の3種類の所得として、また労働力の所有より生ずる所得 (Labor Income, Earned Income) を、給与所得 (法28条、29条) および退職所得 (法30条、31条) として、さらに財産と労働力の結合より生ずる所得を、事業所得 (法27条) および山林所得 (法32条)⁶ として類型化し、なおこれ以外に譲渡所得 (法33条) および一時所得 (法34条) を加え、最後に、何等内容を与えないで、以上9種類以外の所得として、雑所得 (法35条) を規定し、包括的にあらゆる所得をこの10種の類型化のもとにとらえようとしている。これでもなお把握漏れがある場合のそなえとして、「その他の利益の享受」(相続税法9条) という内容の確定しない用語でもって、所得税法上の一時所得と、その限界を明確にしないまま「贈与税」を課す場合を想定している。

次に以上いずれかの所得に該当する所得であっても、これを課税対象からはずされる所得がある。およそ「租税」は先きに述べたように「社会の経済的総価値に対する権力的参与」である。したがって、当代の政治権力が欲しきえすれば、どのようにでも規定される。しかし、『その政治権力は「資本」から独立した政治権力（絶対王制におけるような）ではなく、資本自身の投影たる政府権力である』⁷ したがって、資本の擁護のためには「所得税を課さない」とする、いわゆる「非課税所得」(法9条) がいとも簡単に規定される。その一例が有価証券の譲渡所得の非課税扱いである（法9条①項11号）。

5 ここにいう資産所得は、世帯員が資産所得を有する場合、その税額の計算の特例 (法96条—101条) のために設けられた定義で、一般の財産の所有より生ずる所得という意味ではない。

6 不動産所得、事業所得および山林所得については、青色申告制度が認められている (法143条—151条)。

7 川島武宜『民法総則(I)』岩波書店、1960年、8ページ。

1 有価証券⁸（主として株式）の譲渡所得を非課税にしたのは昭和28年以来のことである。それまで『譲渡所得は全額課税すべし，譲渡損失は全額控除すべし』⁹というシャウプ勧告にしたがって，課税されていたが，直接投資を奨励して，証券市場の育成を図るという至上命令のもとに非課税扱いになった。ために有価証券の形態で多くの財産を所有する者には，きわめて有利な途が開かれた。

ところが，この有利な税制に便乗した幾多の脱法行為があいついでおきた。

これらの弊害を封じるため，次のような場合には，形式上は有価証券の譲渡所得であっても非課税扱いをしない。

- イ 有価証券の継続的な売買による所得（法9条①項11号イ，令26条）
は，事業所得か雑所得として課税される。
- ロ 有価証券の買集めによる所得（法9条①項11号ロ，令27条），株式を大量に買集めて，株価を不当につり上げてから，その株式の発行会社に売付けて巨利を得るような事例による所得は，雑所得として課税される。
- ハ 事業譲渡類似の有価証券の譲渡による所得（法9条①項11号ハ，令28条），実質的には事業又は資産の譲渡であるが，形式上資産を現物出資して株式にかえ，その株式を譲渡する形式をとるもの等，譲渡所得として課税される。

しかし，有価証券の譲渡所得の非課税扱いの線に沿って，次のような場

-
- 8 有価証券の定義については，「法」2条①項17号。
有価証券取引法2条に規定する有価証券，その他これに準ずるものうちには株券の発行前の株式，株式の引受けによる権利および新株の引受権を含む。
 - 9 シャウプ使節団日本税制報告書，第5章B。
[Capital gains are included 100 per cent in taxable income and Capital losses are 100 per cent deductible. A modern progressive income tax cannot be made effective unless capital gains are taxed in full, and capital losses are deducted in full.]

合は、形式上は有価証券の譲渡という現象をとらなくとも、実質的には、これを有価証券の譲渡とみなされて、非課税扱いになっている。

イ 法人の減資、株式の消却等による株主等の所得の一定部分（法9条

①項14号）

ロ 法人の解散による株主等の所得の一定部分（同15号）

ハ 法人の合併による株主等の所得の一定部分（同16号）

ニ 証券投資信託の受益証券の所有者に支払われる金額の一定部分（同12号、13号）

しかしながら、有価証券の売却損又は無価値化による損失の控除は認めない（法9条②項3号）。したがって、上記非課税所得の計算上マイナス（損失）が発生しても、その損失は「ないものとみなす」ことになっている（法9条②項4号—7号、なお1号、2号参照）。

2 旅 費（法9条①項4号）

旅費の非課税扱いに便乗して、国民大衆が少しでも税痛（tax consciousness）を避けようとして殺倒したのはこの旅費であった。特にサラリーマンの唯一の税外収入として、あの手この手の租税ほ脱の手段が講じられた。ためにこれを封じようとする立法も次第に精緻を極め、昭和36年の解釈通達において、ほぼ現行のような文言に改められ、更に昭和40年の全文改正にあたり、通勤手当と共に法律において明定し、（法9条①項4号、5号、昭和40.8.4. 直審23, 24参照）あくまで実費弁償の域を堅持して、「通常必要であると認められるもの」以外は否認される法的根拠を与えた。

次に異色のある非課税措置として、

3 国會議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長および教育委員の選挙の候補者が選挙運動に関して贈与を受けた金品などで選挙管理委員会に報告されたものは、法人から受けようと、個人から受けようと、所得税も贈与税も課せられない（法9条①項22号、相続税法21条の3①項1号）。

その他 皇室経済法の規定により受ける給付（内廷費および皇族費、法9条①項11号）等、「法」は22項目を例挙している。また租税特別措置法（以下措置法と略称する）¹⁰および特別法において非課税の取扱をされるものがある。これらの所得は、手続的に申告または申請等の手続をする必要はなく、所得税の課税上は、その所得がなかった場合と同様に取扱われる。

ちなみに「法」に直接規定されたものはないが、不動産、動産（主として棚卸資産）を通じて評価益には課税しないというたてまえを堅持している。したがって、「土地増加税」(Increment Value Duty) のごとく、土地所有者のなんらの労働力を伴わずに生じた土地の値上がり益等に対する課税は目下のところ考慮の余地がない。しかし、土地等の所有権の移転およびこれに準ずる行為が発生すると、有償、無償を問わず、所得税・法人税・贈与税・相続税等の課税関係がたちまちにして譲渡者の側において発生することを留意すべきである。

III

第 1 段 階

一各種所得の金額の計算（法23条—68条）の規定により、その所得を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得に区分し、これらの所得ごとに所得の金額を計算する（法21条①項1号、法2条①項21号、22号参照）

さて各個人は1歴年間に発生した所得から、前節の非課税所得を除いて、その所得を前掲10種類の所得に区分し、これら各種の所得ごとに所得の金額を計算する。この種類ごとに計算された金額を各種所得の金額という

10 措置法 5条、7条、29条、39条、40条および41条。

(法21条①項1号)。これ等を算式にて示すと、

- 1 利子所得： 収入金額 収入金額そのままの金額＝利子所得の金額
- 2 配当所得： 収入金額－元本を取得するために要した負債の利子
＝配当所得の金額
- 3 不動産所得： 総収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
- 4 事業所得： 総収入金額－必要経費＝事業所得の金額
- 5 給与所得： 収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
- 6 退職所得： (収入金額－退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ ＝退職所得の金額
- 7 山林所得： 総収入金額－必要経費－山林所得の特別控除額＝山林所得の金額
- 8 譲渡所得： 総収入金額－取得費－譲渡経費－譲渡所得の特別控除額¹¹＝譲渡所得の金額
- 9 一時所得： 総収入金額－直接経費－一時所得の特別控除額＝一時所得の金額
- 10 雜 所 得： 総収入金額－必要経費＝雑所得の金額

かのように所得の種類にしたがって、その課税標準 (Tax Base) の算定方式を異にするのは、所得の発生態様に差異があるため、税負担の公平をはかるとする措置に出たものと言われている。ところが以下述べるように、「非稼働所得は稼働所得より重く、所有所得は営業所得より重く課税せよ」という現代の租税原則は、全く逆に適用されている。

さて上の算式において、「収入金額」「総収入金額」という用語は、単に収入する金額または収入した金額という意味ではなく、原則としていわゆ

11 譲渡所得および一時所得の特別控除額は、それぞれの所得ごとに30万円(法33条、34条)、また長期譲渡所得については、特別控除額の控除後の譲渡益に50%乗じたものが、その年の総所得金額に算入される。ここに長期譲渡所得とは原則として三年をこえる保有資産の譲渡所得をいう(法33条)。

る権利確定主義(発生主義)にのっとって算定された金額（法36条以下参照）を意味する。「必要経費」についても「法」上（法37条—68条）特殊の意義を有することを銘記すべきである。¹²

また「収入金額」と「総収入金額」の語が区別して使用されているのは、「法」が「必要経費」を想定しない所得については、「収入金額」の語が用いられ、「必要経費」を想定する所得については、「総収入金額」の語が用いられている。

次に前掲の算式において、マイナス（損失）が発生した場合に、これを他のプラス（利益）の所得金額から控除するのであるが、任意に他の所得金額から控除することは許されない。話は前後するが、法69条、令198条に規定された順序によらなければならない。これを「損益通算」という。そこで

- 1 利子所得の金額は収入金額そのままの金額をさし、マイナスを想定しない。したがって、元本（例えば公社債等）の取得のために借入れた負債の利子がある場合にも、これを控除することはできない（基通1—67）。
- 2 配当所得の金額は、収入金額から元本（株式等）を取得するために要した負債の利子に限り、これを控除することができる。しかし、「必要経費」の観念がないから株式等の管理費、配当金の受領経費等は控除されない（基通1—74）。また算定の結果マイナスが生じた場合には、これを他の種類の所得金額と通算しないことになっている。
- 3 不動産所得の金額、事業所得の金額および山林所得の金額は、いずれも「総収入金額」から「必要経費」を控除した残額を示すものであり、算定の結果マイナスが発生した場合は「通算」の規定による。

12 収入金額は、現金に限らず、物または権利のほか、経済的利益まで含まれ、必要経費については、収入に対応する費用（売上原価）と期間に対応する費用（一般管理費等）が含まれ、またその年において、債務の確定しない任意の引当金等は必要経費とならないことを明定している。

- (イ) なお以上三種の所得を産む事業に供されている固定資産等の、取りこわし、除却、滅失等により生じた損失の金額は、過去の減価償却の不足額とみて、必要経費に算入される（法51条①項）。
- (ロ) また固定資産等（令5条）に限らず、事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金等の貸倒等（令141条）により生じた金額も、必要経費に算入される（法51条②項）。かようにして、事業遂行上生じた資本損失（Capital Loss）は、法人税法の規定と歩調を合せて、それぞれの所得の計算上の損失として処理される。ただし、事業用固定資産の譲渡による損益は、それぞれの事業上の損益とみないで、譲渡所得計算上の損益として取り扱われる（法33条）。
- (ハ) 更に事業と称するに至らない程度の不動産所得（例えば貸家、貸間等の賃貸料収入等）、または雑所得（例えば非営業貸金の利子等）を生ずる業務に供されている資産（元本）の損失の金額は、その年分の他の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、必要経費に算入される（法51条④項）。
- (ニ) 次に災害等（Casualty）¹³により、生活に通常必要でない資産（例えば別荘、貴金属等、令178条）について受けた損失の金額はその年分又は翌年分の譲渡所得の金額からのみ控除される（法62条）。
- (ホ) また災害等の原因により山林について生じた損失の金額は、その年分の事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される（法51条③項）。

以上(イ)ー(ホ)までのような複雑多岐にわたる諸規定がどうしてできたか。およそ「法」がいわゆる純資産増加説をとり、一歴年のあらゆる資産の増加分に対して課税するという原則に立つ以上、あらゆる資産の減少は控除されなければならない。しかるにこの側面に至っては、「法」は極めて首尾一

13 災害とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう（法2条27号）。

貫性を欠く。特に元本の喪失（資本損失）に対してとる「法」の現段階を示すものである。したがって、災害といえないような事由で発生した自家用自動車の損害額の如きは、以上のいずれの諸要件にも充当せず、また雑損控除（23ページ）の対照ともなり得ない。このような事例が多々発生することとなる。

4 紙与所得の金額および退職所得の金額については、それぞれの収入金額から法定の控除額を差引いて、そのマイナス（損失）は想定されていない。また現行の紙与所得控除（法28条③項）にはなんら算定の根拠がない上に、紙与所得者の「必要経費」に遠く及ばない。そこで本学の大島正教授は、『憲法で認められた平等の権利に反するサラリーマンの紙与所得についても、必要経費を認めるべきだ』¹⁴と8項目を示して、目下「所得税決定取消請求訴訟」を京都地裁へ提訴されている。おもうにこれら「8項目」はいづれも現金支出を伴う書籍代、交際費等の経費項目であるが、これ以外にシャウプミッションの勧告にあるように、サラリーマンの勤労年数に対する一種の減価償却費が計上されなければならない。ここに同勧告の原文を示すと、Earned Income Credit（紙与所得控除）のうちには、¹⁵

『It represents a sort of depreciation allowance for the exhaustion of the working life of the individual.』

「個人の勤労年数の消耗に対する一種の減価償却」

が含まれなければならないことが述べられている。また井手文雄教授は同氏の財政学の立場より次のようにこの説を力説されている。¹⁶

「所得税法は資本自体を課税の対象から落すことにはきわめて細心の注

14 『朝日新聞（大阪版）』1968年9月5日付、4ページ。

15 *Report on Japanese Taxation by the shoup mission*, Chapter 4, section D, Earned Income Credit.

16 井手文雄「所得税の問題点若干について——所得税の構造的分析論の一部——」『国民経済雑誌』第112巻第3号、1965年、80-81ページ。

意を払って来た。しかし、人間資産については異なる。勤労所得を得る個人は、彼の主たる資産——稼得能力——を、時の経過と共に消耗していく。人間は年令とか病気とか死とかによって、やがて稼得力を喪失する。つまり彼の給付生命は有限である。そこで彼が稼得しつつある時期において、彼の稼得金額（俸給、賃金）が所得と考えられてはならない。何故ならば、これらの稼得金額の一部は、機械または建物と同じような人間の資本価値の漸次の喪失を意味するからである。」

なおこの説に対して批判的な説は、リチャード・グードの「個人所得税」¹⁷にみられる。

これについてさきに発表された税制調査会の答申「給与所得控除のあり方」¹⁸は大略次のように述べている。

- 『(1) 給与所得は自主納税する事業所得とは対照的にその支払源泉において源泉徴収が行なわれ、いわゆる所得の捕捉率が完全に近く、税負担が他の所得に比べて相対的に過重であること。
- (2) 給与所得はもっぱら個人の労働に依存しているため、所得の性質が特に資産所得に比べて不安定で有期的であること。
- (3) 給与所得者はある程度収入に応じた費用を負担しなければならず、余暇の犠牲及び居住地選択の制限等資産所得者にはみられない有形無形の負担を余儀なくされていること。

これらの論拠は、いずれも多数の給与所得者の実感に通ずるものであり、その意味では強い説得力をもっているが、これを具体的かつ数量的に税制上秤量することは、実際問題としてきわめて困難である——以下

17 Richard Goode, *The Individual Income Tax*, Brooking Institution, 1964, pp. 93-94.

〔塩崎潤訳『個人所得税—稼得力は償却すべきか—』日本租税協会, 1966年, 100—101ページ〕

18 税制調査会『長期税制のあり方についての答申』第二長期税制の具体的方向—所得税 4『給与所得控除のあり方』。

省略——】

かように、答申は収入金額の増加に伴って、職務に関連する支出が増加する点を卒直に認め、給与所得控除の大幅な引き上げによって、この問題のお茶をにぎそうとしている。

- 5 謹度所得の金額の計算は、既にふれたように（8ページ注11参照），錯そうしている。その上措置法において、多くのケースについて、課税の特例が設けられている。¹⁹一時所得と共に臨時の所得であるから、その計算上生じたマイナス（損失）は、まず一時所得の金額から控除し、次に述べる「損益通算」の規定による。
- 6 一時所得の金額は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を差引き、その残額から更に30万円（一時所得の特別控除額）を控除した金額である（法34条）。この金額について、マイナス（損失）は想定されていない。したがって、損失が発生しても他の所得の金額から控除することは許されない。
- 7 雑所得の金額には、経常的な資産所得たとえば動産の貸付所得や、臨時の原稿料等の所得が文字通り雑然と含まれている。いづれも総収入額から必要経費を控除した金額であり、マイナス（損失）が発生した場合には昭和43年度より他の所得との損益通算を認めないことになった

19 1. 収用等の場合の譲渡所得等の課税の特例（措・法31条—34条）
 2. 居住用財産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措・法35条—38条の2）
 3. 特定の資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措・法38条の3—38条の11）
 4. 海外移住の場合等の譲渡所得等の課税の特例（措・法38条の12—38条の13）

IV

第 2 段 階

二 前号の所得の金額を基礎として、課税標準（法22条）及び「損益通算」及び損失の繰越控除（法69条—71条）の規定により同条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

さて前節の算式にしたがって求められた各種所得の金額に、それぞれ直接に税率を乗じて税額を算出する分類課税主義（Schedular System）によるのではない。分類課税主義によれば、いきおい比例税率を適用することになるが、近代の租税理論は、所得の量に着目して総合課税主義（Global System）により、累進税率を適用することを租税原則としている。既に言い古されたことであるが、「年500万円の所得者は、年50万円の所得者の10倍だけでなくそれ以上のものを負担しなければならない」これこそ「応分負担の原則」からみてもっとも公平の原則に合致するものであると説かれてきた。そこで累進税率が適用されるからには、すべての所得が総合されなければならない。総合されないとろに累進税率を適用することは、この公平の原則に戻ることになる。それにもかかわらずこの原則は次のように歪曲されていく。

1 まず山林所得の金額と退職所得の金額とは、総所得金額から分離されて、課税山林所得金額、課税退職所得金額が算定されて、これに直接に税率を乗じて税額が算出される。²⁰しかし、これらの税額が算出されるまでに、他の所得金額と損益通算されるから、完全な分離課税ではない。

20 山林所得については、個別的に累進税率を乗ずる前にいわゆる五分五乗法が適用される（法89条）。退職所得についても、個別的に累進税率を乗じて税額を算定する（法89条）。

そこで「法」は「総所得金額」として、「利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額」（法22条②項1号、2号）と8種の所得金額の合計額を定義しているが、そのうちます、

2 利子所得の金額が、総所得金額からはずされて、分離課税される（措置法3条、以下措・法3条と略示する）。法181条、182条（旧法37条）において、利子所得に対し20%の税率を乗じて源泉徴収した上、総所得金額に算入さるべきとする本則をもちらながら、暫定措置たる措・法3条は、次のように延長に延長を重ねてきた。

昭和28年8月7日		分離課税	10%
〃 29・4・1	長期性定期預金の利子等の分離課税		5%
〃 30・7・1～32・3・31		非課税	
〃 32・4・1～34・3・31		分離課税	10%
長期性預金 非課税			
〃 34・4・1～36・3・31		分離課税	10%
〃 36・4・1～37・3・31		分離課税	10%
〃 37・4・1～38・3・31		分離課税	10%
〃 38・4・1～40・3・31		分離課税	5%
〃 40・4・1～42・6・30		分離課税	10%
（期限変更法および措置法昭和40年改正附則3条、4条）			
〃 42・7・1～45・3・31		分離課税	15%

これが措置法の正体である。富裕階級に措・法3条は実に有利に働いたことであろう。議会ごとにつけに批判の対象となりながら、「貯蓄の奨励と資本蓄積」という至上命令のために今日に至っている。邱永漢氏は言う『若し預金利子の分離課税制度を廃止したならば、銀行の定期預金の大半とまで行かなくても、かなりの部分がくずれ去るだろう。自己資

本の充実という声はこの制度のどこからも出て来ないのである。』²¹

3 配当所得

次にかかる租税の特別措置は、必ず連鎖反応 (Chain Reaction) をおこすといわれている。果して利子所得と同じく利潤(M)を母体とする配当所得にも波及して、昭和40年に、配当所得も次のような要件で分離課税の域に一步踏み入れてきた。

- (A) 確定申告をしないことを選択した少額配当所得は、源泉徴収(15%)だけで済ます完全な分離課税方式によることができる。この要件に該当する配当所得は 1 銘柄につき 1 回の配当金額が2万5千円（年1回決算のものは5万円）以下のものに限られている。
- (B) 「配当所得の源泉分離課税の選択申告書」を提出して、源泉徴収(20%)だけの分離課税方式によることのできるもの。この要件に該当する配当所得は、
 - (i) 1 銘柄の所有株式数がその会社の発行済株式総数の 5 %未満であり、
 - (ii) 1 銘柄につき 1 回の配当金額が25万円（年1回決算のものは50万円）未満であるもの。
- (C) 証券投資信託収益分配金についても、源泉徴収 (15%) のみにて、分離課税方式によることができる。

以上、(A), (B), (C) 以外の配当所得の金額が源泉徴収 (15%) の上、従来通り、総合課税されることになった。上の(A)および(B)は 1 銘柄につき付された要件であって、銘柄をかえさえすれば、いくらでも分離課税方式を選択することができる「ざる法」である。と同時に法人成りをした中小企業（同族会社）の支配株主（発行済株式の 5 %以上を所有する者）には適用されない。至れり尽せりの擬制資本擁護の税制である。

21 邱永漢「Qゼイキン報告18」『日本経済新聞』による。

もっともかかる処置にいざるに際して、『配当所得に対しては、所得税がはじまって以来一貫して総合課税の原則が破られたことありませんでした。税制調査会答申は、特別措置の中でも資産所得(利子・配当)についての優遇措置に対して最も批判的であったことから考えても、政府がこの措置をとるについてきわめて勇断を要したことはいうまでもありません。しかし前述したような証券市場の不振、開放体制に対処するため企業の自己資本充実の必要性等から資本市場を育成するため、政府としても種々の対策を講ぜざるを得ず、その税制面の一環として2年間を限ってこのような措置がとられるにいたったわけであります』²²と大蔵官僚は述べている。

ところがこの特別措置が一旦設けられると、この後に来るものは、租税負担の公平を著しく害しながら、慢性化し既得権化するものである。果して2年間という暫定期間がたつと、昭和42年1月1日から45年3月31日（そのうち一部は44年12月31日）まで延長されている（措・法8条の2、3、4）。

4 土地の譲渡所得

次にいま一つ、今日の土地政策の一環として、土地の供給および有効利用の促進のため、個人の長期保有土地の譲渡所得を、総所得金額からはずして時限的に分離比例課税の方式に改めようとする税制調査会の案がある。同案は分離比例税率のあり方について、次のように述べている。²³

『当初は現行の負担よりも平均的にみて軽課し、二年間程度の期間をおいて、順次その税率を高めていく仕組みをあらかじめ設定する。売却の時期に応ずる具体的な税率については、たとえば次のようにすることを考えられる。』

22 主税局総務課長 川村博太郎「昭和40年度税制改正について—その背景および特色—」1965年5月「改正税法のすべて」国税庁編『国税速報』10ページによる。

23 税制調査会『土地税制のあり方についての答申』

売却の期間	所得税の分離比例税率	住民税の分離比例税率
昭和45・46年中	10%程度	4%程度
昭和47・48年中	15%程度	5%程度
昭和49・50年中	20%程度	6%程度

かようにして、今日の税制のカンゲキに乗じて盛んに行なわれてきた「切り売り」「売り惜み」「仮需要」等を防圧しようとするものである。個人の短期保有土地の譲渡所得の課税方式については、

『個人が保有期間5年以下の土地（たな卸資産としての土地を除く）を売却して得た譲渡益に対する所得税及び住民税については、長期保有土地の課税の特例を設ける期間中、他の所得と分離して相当高率の課税を行なう。その具体案としては、たとえば、譲渡益が1,000万円に達するまでの部分について、所得税の税率を40%（住民税は12%）程度と定め、譲渡益が1,000万円をこえる場合には、現行負担に比して相当重課されることとなるような超過累進税率を設けることが考えられる。

今後の土地投機を抑制するためには、昭和43年7月以降の新規取得土地については、これを5年間以上保有して売却した場合にも、上に述べた短期保有土地なみに重課する仕組みとすべきである』と。

しかしながら、土地税制の役割は、土地政策全般の中で、補完的、誘導的な機能を果すに過ぎないものである。したがって「答申」自体も、上の改正案をもって、土地の供給を促進し、価格を安定させ得るかどうかは疑問であることを認め、税制と税制以外の諸措置との一体性を強調している。下手すると、いたずらに長期保有土地を譲渡した者の税負担を軽減するに止まる結果におち入るであろう。税法はいつも強きを援け、弱きをくじいてきたから。

5 免税所得

次にこの段階で問題となるのは免税所得である。免税所得は、産業政策或いは社会政策の見地から、一般の所得と同様に課税されるべき所得を、

特に法の定めにより所得税を免除するものである。非課税所得と異なる点は、納税者の申告または申請等の手続をまって、所得税が免除される。したがって、免税所得は、原則として一たん総所得金額に算入され、その所得に対応する ²⁴ 所得税を免除するものである。また、この所得には「損益通算」の規定も適用される。現行所得税法中には、この定めはないが、措置法中に次の諸規定がある。

1. 開墾地等の農業所得の免税（措・法24条、措・令16条）
2. 土地改良事業施行地の後作所得の免税（措・法25条、措・令17条）
3. 肉用牛の売却による農業所得の免税（措・法25条の2、措・令17条の2）

開墾地の農業所得の免税は、昭和28年1月1日から昭和47年3月31日までに、土地等を開墾して政令で定める農産物を栽培した場合に、その農業所得が免税となる。この現行法と、はしなくも思い合されることとは、徳川時代に「廃田や廃地というものが貢租の対象の外におかれていた」ことである。²⁵ 「表むきは四公六民というが、決してそんな生やさしいものでなく、六公四民にも七公三民にも及んだ。農民は、作る喜びよりも、収める苦しみに何10倍泣いたかわからないのである」というきびしい封建制度の中に二宮尊徳は身を処して、「無税の田を得てこれを耕せ」というのが、彼の「仕法」の一つであった。時は移ろう！立法されている縁由は、社会的、政治的にことなっているにせよ、今日政府のインフレーション政策や国債政策による匿名課税に思いを致すと、国民全体の租税意識も、租税負担も徳川時代（18世紀）と、そんなに変わってはいないのではないか。

24 総所得金額（免税所得を含む）	……に係る所得税額	x x x x x
総所得金額（免税所得を除く）	……に係る所得税額	x x x x x
	免税される所得税の額	x x x x

25 奈良本辰也『二宮尊徳』岩波新書、1959年、26-29ページ。

26 木村元一『近代財政学総論』春秋社、1958年、262ページ。『インフレーションは、この意味で貨幣の所有者および債権者に対する「匿名課税」にはかならないのである』

4. なお国内に営業所をもつ銀行その他特定の金融機関が、支払を受ける利子所得等には、源泉徴収が行なわれない（措・法8条、措・令4条）。これも一種の免税所得であり、金融資本のなせるわざである。

かようにして、租税負担の公平という課税原則にもとづいてとられた総合課税主義も、答申案が法制化された暁には、主としてサラリーマンの給与所得と中小企業の事業所得となる。これらの所得は、あまねく他のささやかな所得（不動産所得、一時所得および雑所得）と総合されて超過累進税率の適用を受ける。なお所得税の全租税収入に占める割合は31.3%，そのうち22.8%は源泉徴収(With Holding)される所得税であり、申告納税される所得税は、わずかに8.5%である。²⁷ しかるに邱永漢氏はいう『税金のことでのいちばん頭を悩ましているのはサラリーマンでもなければ、農家でもなく、商業および工業に従事する中小企業のオヤジさんということになる。それはいちばん高率の税金を払っているからではなくて、やり方によって税金を節約できるかもしれないという余地がいくらかでも残っているからである』²⁸ と。

さて「損益通算」をなすには、法69条（令198条）の規定にしたがって次の順序により行なう。

- (A) 不動産所得の金額および事業所得の金額にマイナス（損失）が生じたときは、これを他の経常所得の金額から控除する。即ち総所得金額のうち経常所得金額のマイナスは、相互に自由に通算できる（令198条1号）。
- (I) なお不足額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額から順次控除する（令198条3号）。

27 江口健司編『日本の税金』財経詳報社、1968年、45ページ。

28 邱永漢「ゼイキン報告82」「日本経済新聞」による。

29 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額を経常所得の金額という（令198条）。但し、租税特別措置法により分離課税された金額は除かれる。

- (D) なお控除しきれない金額があるときは、山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない金額があるときは、退職所得の金額から控除する（令198条5号）。更になお控除しきれない金額があるときは、この部分の金額を「純損失」の金額と称え、縁越控除の規定に従う。³⁰
- (B) 謙渡所得の金額にマイナスが発生したときは、まず一時所得の金額から差引く。なお不足額があるときは経常所得の金額から控除する。なお不足額があるときは山林所得の金額から、更に退職所得の金額から控除し（令198条2号、4号、5号）、「純損失」の金額に及ぶ。
- (C) 山林所得の金額にマイナスが発生したときは、まず経常所得の金額から控除し、なお不足額があるときは、謙渡所得の金額及び一時所得の金額から順次に差引き、更に前号と同様に、退職所得の金額から差引き（令198条6号）、「純損失」の金額に及ぶ。

この「純損失」の金額は「法」70条によりその年分の所得税につき青色申告書を提出している場合には、翌年以降三年間の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から順次差引くことができる。³¹ 青色申告書を提出していない場合には、ある年の純損失のうちに、変動所得若しくは被災事業用資産の損失があり、又はある年の雑損控除について控除不足があるときは翌年以降三年間縁越控除が認められる（法70条②項、71条参照）。

30 法2条①項25号参照。

31 これを純損失の縁越控除という。

V

第 3 段 階

三 所得控除（次章第4節）の規定により前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして税率（法89条②項）に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

近代の租税理論は、最低生活費に課税してはならないとする。また個人的家庭事情（扶養家族の有無、廃疾者、老年者、配偶者等の有無等）を考慮して減税または免税せよと主張されてきたが、これについて現行法は次の14種の「所得控除」項目を規定している。

所得控除

1. 基礎控除 (法86条)
2. 雜損控除 (法72条, 令205条, 206条, 法2条①項26号)
3. 医療費控除 (法73条, 令207条)
4. 社会保険料控除 (法74条, 令208条, 基通4—13, 14, 15)
5. 生命保険料控除 (法76条, 令209条, 210条)
6. 損害保険料控除 (法77条, 令211条, 212条)
7. 配偶者控除 (法83条, 令216条, 法2条①項33号)
8. 扶養控除 (法84条, 85条, 令218条, 法2条①項34号)
9. 障害者控除 (法79条, 2条①項28号, 29号)
10. 老年者控除 (法80条, 2条①項30号)
11. 寡婦控除 (法81条, 2条①項31号)
12. 勤労学生控除 (法82条, 2条①項32号)
13. 寄付金控除 (法78条, 令214条, 215条)

14. 小規模企業共済掛金控除（法75条）

1. 基礎控除および扶養控除

憲法25条（生存権、國の社会的使命）の主旨から、本人および家族が最低限度の生活（Minimum of Subsistence）を営むために必要な金額は、課税されてはならない。最低生活費不可侵の原則はこれである。すでに述べてきたように「法」は資本の元本を侵さないように細心の留意が払われてきたと同様に、資本主義制生産の維持のためにも、労働力の再生産（最低生活維持）も侵されてはならない。ところが基礎控除年16万円（43年税制調査会答申—18万円）、扶養控除年8万円（43年税制調査会答申—12万円）は最低生活費に及ばない。この金額は逐年増加されてきたが、國のインフレーション政策により、いつも後の祭りであることを國民は、身をもって知らされてきた。これこそ「國民の不斷の努力によって」高められなければならない。

2. 配偶者控除（現行法—16万円、答申案18万円）

夫の所得の稼得に対する妻の貢献度を考慮して、昭和36年に創設された。およそ夫が得た給与所得、事業所得等は、妻の協力によって取得されたものであるから、夫婦はそれぞれ平分された所得について申告納税すべきである。即ち2分2乗法によるべきであるとする声は高い。³²もっともこの問題も憲法24条（両性の本質的平等）から民法の夫婦財産制（民法755条—762条）に及ぶ税法以前の問題が山積している。ここで所得税法、相続税法の側面においても、とりあげられるべき問題である。

3. 雜損控除

災害、盜難若しくは横領により、事業用資産および生活に通常必要でない産資を除いた他の一切の資産について、損失が発生した場合に、その年分の所得金額（総所得金額、退職所得金額 および山林所得金額の合計額）

32 昭34・1・17、大阪地裁判決 参照。

の10%の足切りを行ったうえ、その損失額を、所得金額から控除する（法2条①項26号、72条①項、令205条、206条）。この控除を「雑損控除」と称え、その年分の所得金額から控除し切れないときは、さらに翌年以降3年間の繰越控除の方法による。なおこの規定は、控除の対象となる資産と、災害等その発生原因が限定されているところに留意されなければならない。またさきに述べた資本損失の必要経費算入（法51条）と次に述べる災害減免（税額控除）と考え合わされなければならない。

4. その他の諸控除

社会政策的意義を有するものが多く、ただ生命保険料控除や損害保険料控除は、明らかに金融資本のなせるわざである。これに対して勤労学生控除は、名は美しいが、その者の所得が年25万円以下（法2条①項32号）におさえられているところは、自ら闘って学資を捻出している学生を失望せしめるに余りあるものがある。

それにもまして重要なことは、以上雑然と14種の所得控除の規定が設けられているが、これによって各人各様の具体的な事情が、しんしやくされて納める税額が算定される。したがって、たとえ隣人の収入金額が知れてもその人の実際に納める税額は、容易に察知し得ないしくみになっている。このことは国民の税に対する嫉妬心を利用して、税制に対する不平を防圧する心理的效果に大きい役割を果している。

なおこれら諸控除の規定の適用について、どの控除がさきに行われるかまたどの所得金額からさきに控除すべきかについては、法88条（所得控除の適用要件）および同関連規定による順序によらなければならない。これらの控除後の金額を、それぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額と称える。

VI

第 4 段 階

四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎として、税率（第3章第1節）の規定により所得税の額を計算する。

税率について、古くから次の三つの型態がある。

$$A(\text{課税標準}) \times R(\text{税率}) = T(\text{税額})$$

$$R = \frac{T}{A}$$

いま、税率(R)が、課税標準(A)の増加につれて、減少する場合に、税率(R)は逆進税率(Regressive Rate)と称え、消費税はこの傾向をもつ。課税標準(A)が増加しても、税率(R)が不变である場合に、税率(R)は比例税率(Proportional Rate)と称え、現行の法人税率は(法人税法66条②項を除いて)比例税率が適用されている。次に税率(R)が、課税標準(A)の増加につれて増加する場合に、税率(R)は累進税率(Progressive Rate)と称え、所得税、相続税および贈与税等にこの税率が適用される。しかしこれらの諸税が累進税率をとるといっても、課税標準がある点まで増加すれば、これ以上は、いかに増大しても同一税率を課するものであるから、この段階に至ると比例税率となる。

前掲税制調査会は「税率」の問題をとりあげて、次のように答申している。³³

税率のあり方

『所得税の累進構造は控除と税率との組合せによって決定される。したがって、税率のあり方いかんは課税最低限とならんで所得税における最も基

33 前掲税制調査会答申、第二長期税制の具体的方向 1. 所得税(5)「税率のあり方」

本的な問題であり、国民の所得水準や所得階層分布に見合って適切な累進性を確保する必要がある。所得水準が上昇し、これに伴って所得階層分布が大幅に変化する場合に税率構造をこれに適合させる努力を怠ると、税率のもつ累進性が強く働きすぎることになり、国民の勤労意欲や投資意欲を阻害することにもなりかねない。その点わが国の所得税の税率は、昭和32年の改正後部分的な改正は行なわれたものの基本的な見直しが行なわれていないため、最近における所得水準の急激な上昇や所得階層分布の大幅な変化に即応していないうらみがある。』と。更に語を転じて、

『現行所得税制の税率構造は、所得階級分布が著しく下寄りであること、従来から比較的低額な所得層にも所得税の負担を求めるべきであったこと等に起因して、諸外国に比べても中以下の所得階級の累進度が相対的に速く、特に中堅所得階層の累進度がかなり速くなっているように見受けられる。このような税率構造のもとにおいては、所得水準の上昇に伴う税負担の増加割合は中堅所得者に最も高く現われる結果となっていると認められるので、今後における所得水準の上昇等を勘案しつつ中堅所得層を中心として税率の刻みを改善していく必要がある。』

として、次のような改正案が答申された。

税 率

現 行 (法89条)		答 申 案	
10万円以下の金額	9.5%	30万円以下の金額	10%
30 "	10	60 "	12
60 "	15	90 "	14
100 "	20	120 "	16
150 "	25	150 "	18
220 "	30	200 "	21
300 "	35	250 "	24
400 "	40	300 "	27
600 "	45	350 "	30
1,000 "	50	400 "	34

2,000万円以下の金額	55%	500万円以下の金額	38%
3,000 " "	60	600 " "	42
4,500 " "	65	800 " "	46
6,000 " "	70	1,000 " "	50
6,000万円超の金額	75	2,000 " "	55
		4,000 " "	60
		6,000 " "	65
		8,000 " "	70
		8,000万円超の金額	75

かくて旧法施行（昭和22年4月1日）以来、5%刻みであった累進税率が、2%，3%，4%，5%刻み等に、また累進区分も15区分から19区分に改められようとしている。しかし、アメリカの税制の24累進区分に比すれば累進率はまだ高い。

VII

第 5 段 階

五 税額控除（第3章第2節）の規定により配当控除及び外国税額控除を受ける場合には、前号の所得税の額に相当する金額からその控除をした後の金額をもって所得税の額とする。

税額控除

1. 配当控除 (法92条, 措・法8条の5)
2. 外国税額控除 (法95条, 令222条)
3. 特定設備廃棄の場合の税額控除 (措・法10条)
4. 住宅貯蓄控除 (措・法41条の2)

1と2は、所得税と法人税ならびに所得税と外国の所得税との間の二重課税を調整するという理由で設けられている。

配当控除が、二重課税の調整という理由で規定されているのは、法人税

の負担者は結局株主自体であり、法人税は株主の所得税の前払であるとするシャウブ勧告の考えによったものである。この考えにもとづいて法人税と所得税の二重課税を避けるという意味で、次のように配当所得に対して税額控除を行なってきた。

昭和25年……………25%

昭和30年～31年……………30%

昭和32年～33年……………20%

(課税総所得金額1,000万円を越える分について、10%)

この制度はどれほど配当所得者に有利に働いたか計り知り難い。試みに政府のいう標準世帯（夫婦子供3人の世帯）の配当所得者を例にとれば、現行法の下において、年2,363,000円までは無税となり、これを給与所得者とすると、³⁴ 279,000円が課税される。かかる擬制資本擁護の手厚い制度は、この20年間批判の対象となりつづけてきたが、配当所得者が法人の場合には、法人の受取配当金の益金不算入（法人税法23条）の規定と相待って、企業税制の根幹にふれる問題である。税法はいつも金融資本の暴力の前には、侍女の姿を呈したにすぎない。新発足の税制調査会（昭和43年9月）は「企業課税の在り方」³⁵としてこの問題に取組もうとしている。

なお税額控除についても、上記いずれの控除がさきに行われるか、またいずれの所得税額から控除すべきかについては、「法」の定めるところによる。これら控除後の金額から、次に該当するものがあるときは、

34 収入金額（全額配当所得とする）……………	2,363,000円
諸控除 ………………	<u>613,000</u>
	1,750,000円
所得税 ………………	<u>354,000円</u>
配当控除 2,363,000×15%=(税額控除) ………………	<u>354,000</u>
	0
収入金額（給与所得）……………	2,363,000円
所得税 ………………	<u>279,000円</u>

35 昭和43年9月17日、日本経済新聞による。

36 法92条③項、措・法41条の3。

1. 災害減免額、災害免除法（災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律—昭和22年法律175号）による減免適用者に限る。³⁷
2. 源泉徵収税額（法181条—223条）
3. 予定納税額（法104条—109条）

以上、それぞれ該当する金額を控除し、最後に確定申告（法120条—137条）により納付する税額が決定される。

37 この法律の適用対象となるのは「災害」に限られ、また、控除の対象となる資産は住宅及び家財に限られる。所得税以外法人税、相続税、酒税等についても減免ないし徵収猶予が認められる。